

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	児童福祉法	根拠条項	18 の 19	資料番号	担当課	男女参画・子育て支援課
				不利益処分の種類	保育士登録の取消し又は保育士の名称の使用停止の命令	
〔登録の取消し〕 第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。 一 第十八条の五各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合 ② 道府県知事は、保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。  〔参考〕 〔保育士の欠格事由〕 第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 〔信用失墜行為の禁止〕 第十八条の二十一 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 〔守秘義務〕 第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らし、てはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。						